

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年10月24日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	○知事 ●市区町村長等
2. 都道府県名	和歌山県
3. 市区町村名	北山村
4. 届出番号	3
5. 独自利用事務の事例番号	65-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.vill.kitayama.wakayama.jp/link

執行機関名 北山村長

ひとり親等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって主務省令で定めるもの	北山村ひとり親家庭医療費の支給に関する条例(平成26年条例第15号)に定める医療費の支給に関する事務であって対象者の審査事務
②番号法別表第1の項	45	
③番号法別表第2の項	65	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報情報の提供に関する条例別表第1の(2)北山村ひとり親家庭医療費の支給に関する条例(平成26年条例第15号)に定める医療費の支給に関する事務であって対象者の審査事務
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年七月一日法律第二百二十九号)	北山村ひとり親家庭医療費の支給に関する条例 第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、母子家庭等及び寡婦の福祉に関する原理を明らかにするとともに、母子家庭等及び寡婦に対し、その生活の安定と向上のために必要な措置を講じ、もって母子家庭等及び寡婦の福祉を図ることを目的とする。	第1条 この条例は、ひとり親家庭の父又は母及び児童に対し医療費の一部を支給することにより、その健康の保持及び増進を図り、もってひとり親家庭の福祉の向上に資することを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		北山村ひとり親家庭医療費の支給に関する条例(平成26年条例第15号) 北山村ひとり親家庭医療費の支給に関する条例施行規則(平成27年規則第8号)

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 36 条 項 1 号	北山村ひとり親家庭医療費の支給に関する条例第3条
②事務の内容	母子及び父子並びに寡婦福祉法第三十一条第一号(同法第三十一条の十において読み替えて準用する場合を含む。)の給付金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務	ひとり親家庭の父又は母及び児童に対し医療費の支給に係る事実について審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 36 条 項 1 号 イ	北山村ひとり親家庭医療費の支給に関する条例第3条第2項第1号
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	市町村民税に関する情報	当該申請を行う者又は当該者の同居人に係る市町村民税に関する情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 条 項 号	
②情報提供者		
③提供を求める特定個人情報		
特定個人情報3		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 条 項 号	
②情報提供者		
③提供を求める特定個人情報		
備考		